

## 旧制度における専攻医の留意事項について

日本周産期・新生児医学会  
専門医認定委員会

以下は、以前より HP に掲載している、旧制度の研修に関わる留意事項です。

HP 掲載部：[https://www.jspsnm.jp/modules/specialist/index.php?content\\_id=25#anchor5](https://www.jspsnm.jp/modules/specialist/index.php?content_id=25#anchor5)

専攻医の責務である、受験に関わる**研修記録の取り扱い（個人の会員ページ内）**について不備や抜け漏れが多く発生しておりますので、赤字の項目については、必ずご確認をお願いいたします。

### 【旧制度の専門医取得についての留意事項】

(1)2029 年度の専門医試験が最終受験年となります。

(2)旧制度期間中に専門医試験に合格できなかった場合には、研修履歴、受験履歴が全てリセットされます。専門医の取得を希望される場合には、新制度に則って一から研修を開始する必要があります。

(3)現在研修中の専攻医で、以下の 3 点に不足のある場合には早急にご対応ください。

①研修年次報告書を毎年 5 月末日までに提出する。

※研修年次報告書の対象期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

例：2024 年度分（2024/4/1～2025/3/31）は 2025 年 4～5 月の期間に登録する

※提出期間を過ぎても気づいた時点で必ず登録すること

※「追加登録」ボタン右横の注意事項を必ず一読すること

②研修施設の異動や指導医が変更となった際は、すみやかに施設・指導医変更届を提出する。

※自身の担当の指導医には、研修中であることを必ず報告すること

※指導医が変更されたかどうか、変更日については担当の指導医がもつ委嘱状を確認すること

※未来日の登録は控えること（異動した後/指導医が変わった後に登録する）

③認定施設での勤務の実態がない場合（産休・育休、留学、認定外施設への異動）は研修休止届を提出する。

認定施設での勤務を再開した場合は、すみやかに再開届を提出する。

※未来日の登録は控えること（休職・復職予定日を事前登録するではなく、休職・復職した後に登録する）

④届出の内容を誤った際は事務局に連絡する。

※ご自身で修正や削除ができません

※事務局への連絡は原則メール（senmoni@jspsnm.org）で、必ず自身の会員番号を伝えること

(4)2024 年度以降、旧制度で専門医を取得したあとは、5 年後の更新に向けて新制度を適用した更新要件を確認してください。

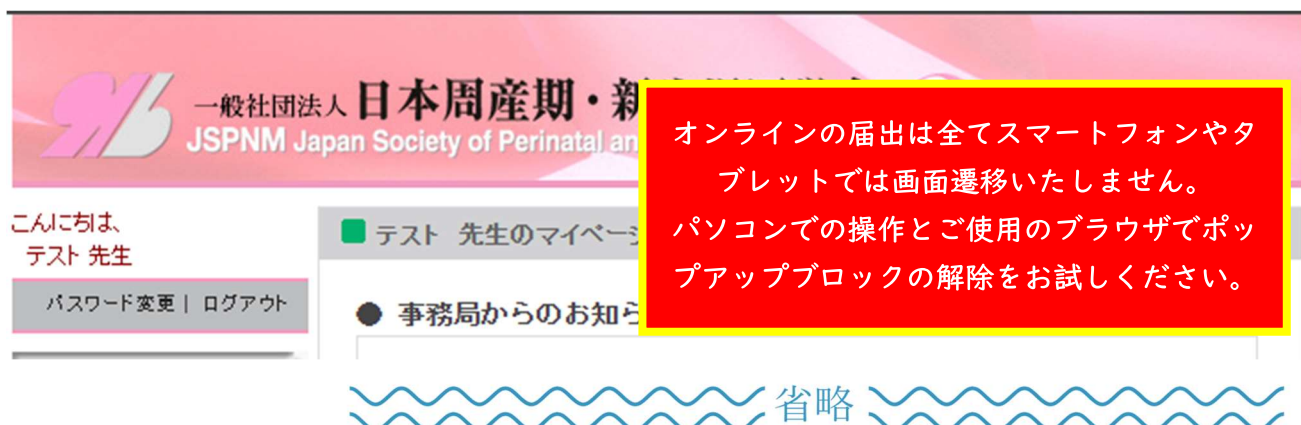
(5)旧制度で専門医取得を辞め、新制度で取得を目指し、改めて研修開始することも可能です。その場合は、旧制度上の研修期間や経験症例、取得単位もリセットされます。お手続きについては、新制度の研修開始届受付開始時に同時にご案内いたしますのでお待ちください。

次ページに**上記 (3)** の登録ページを案内しておりますので、ご確認ください。

## 研修に関する届出 オンラインでの登録方法



### <ログイン後画面>



施設や指導医の[変更届]や  
勤務実態のない場合の[休止届]はここから

ご登録をお願いいたします、未来日での申請はお控えください

↓施設と指導医の変更はこちらから

<申請記録>    開始届    **変更届**    休止・中止届    再開届

| 申請日      | 申請書類 | 施設名 | 研修開始日      | 研修終了日 |
|----------|------|-----|------------|-------|
| 2023/04/ | 開始届  | 病院  | 2023/04/01 |       |

<研修年次報告書提出記録>    **追加登録**    ※研修年次報告書ご登録の注意事項  
施設または指導医が変更になった場合は変更届の登録を先におこなってください

| 研修期間                  | 施設名 |
|-----------------------|-----|
| 2023/04/01～2024/03/31 | 病院  |

毎年 4 月～5 月に登録すべき  
研修年次報告書の登録はここから

研修年次報告書登録についての参照資料